

令和4年 網走市議会  
文教民生委員会 会議録  
令和4年4月25日(月曜日)

○日時 令和4年4月25日 午前10時47分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第2号 令和4年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
3. 議案第4号 網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
4. 議案第5号 網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○出席委員(6名)

委員 長	松浦 敏司
副委員 長	近藤 憲治
委員	石垣 直樹
	金兵 智則
	工藤 英治
	澤谷 淳子

○欠席委員(0名)

○議長 井戸 達也

○委員外議員(0名)

○傍聴議員(6名)

小田部 照
栗田 政男
永本 浩子
平賀 貴幸
古田 純也
村椿 敏章

○説明者

副市長	後藤 利博
市民環境部長	武田 浩一
健康福祉部長	桶屋 盛樹
戸籍保険課長	渡邊 眞知子
戸籍保険課参事	田中 靖久
介護福祉課長	阿部 昌和

教育長 岩永 雅浩  
学校教育部長 田口 徹  
学校教育部次長 小松 広典  
学校教育部次長 大垣 正紀  
学校教育部参事 高橋 善彦

○事務局職員

事務局 長	林 幸一
次 長	石井 公晶
総務議事係長	法師人 絵理
総務議事係	早瀬 由樹
総務議事係	山口 諒

午前10時47分開会

○松浦敏司委員長 ただいまから、文教民生委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案4件について審査いたします。

本日の進行ですが、まず市民環境部、健康福祉部関係分について順次審査後、理事者入替えを行います。

その後、教育委員会関係分について審査いたします。

それでは、まず初めに、議案第2号令和4年度網走市国民健康保険特別会計補正予算について説明を求めます。

○田中靖久戸籍保険課参事 議案資料1号の6ページを御覧ください。

令和4年度国民健康保険特別会計、傷病手当金補正予算、傷病手当金について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、国民健康保険被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症への感染や、発熱等の症状があり、感染が疑われる被用者、給与所得者に対し、傷病手当金を支給するため、次の経費を追加補正するものであります。

傷病手当金につきましては、被用者が加入している協会健保等の、いわゆる社会保険においては、制度化されておりますが、国民健康保険においては、様々な就業形態の被保険者が加入していることから制度化されておられません。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、被用者が感染した場合や感染が疑われる場合に、療養に専念しやすい環境を整備するため、国民健康保険においても、時限的に実施するもので、このたび、国の財政支援に係る対象期間が6月30日まで延長されたことに伴い、令和3年度に引き続き今年度も実施するものであります。

国民健康保険における傷病手当金は、被用者が新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり、感染が疑われる場合で、療養のため労務に服することができない期間の4日目以降の勤務予定日数に、1日分の平均給与額の3分の2に当たる額を乗じて支給するものであります。

2の補正額であります、(1)の歳出予算につきましては、支給する傷病手当金として、総額177万3,000円とし、財源内訳は全額国庫補助金であります。

(2)の歳入予算につきましては表に記載のとおりであります。

説明は以上でございます。

**○松浦敏司委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○澤谷淳子委員** こちらはおおむね何人くらいの想定なのでしょうか。

**○田中靖久戸籍保険課参事** 予算の積算に対する予定の人数としては11人を想定してございます。

**○松浦敏司委員長** ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第2号令和4年度網走市国民健康保険特別会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

---

**○松浦敏司委員長** 次に、議案第4号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

**○田中靖久戸籍保険課参事** 議案資料3号の9ページを御覧ください。

議案第4号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきまして御説明いたします。

改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に

係る国民健康保険料の減免を行った場合の国の財政措置が令和4年度分の保険料についても対象とされ、適用を受けるため、当該条例の所要の改正を行うものであります。

改正の内容でございますが、保険料減免の特例に関する期間を、令和4年度分、納期限が令和5年3月31日までの保険料に適用する改正を行います。

条文の改正部分につきましては、新旧対照表で御確認をお願いします。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、改正後の附則第7条の規定は令和4月1日から適用するものとします。

説明は以上でございます。

**○松浦敏司委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第4号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

---

**○松浦敏司委員長** 次に、議案第5号網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

**○阿部昌和介護福祉課長** 議案資料10ページ、資料4号を御覧ください。

議案第5号網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第1号被保険者の介護保険料減免を行った場合の国の財政措置が延長されたため、当該条例の所要の改正を行うものであります。

内容でございますが、介護保険料減免の特例に関する期間を令和4年度分まで、納期限で令和5年3月31日までとする改正を行うものであります。

施行期日でございますが、公布の日から施行し、改正後の網走市介護保険条例附則第8条の規定は、令和4年4月1日から適用するものであります。

なお、改正部分につきましては、資料下段の新旧対照表のとおりとなります。

説明は以上でございます。

○松浦敏司委員 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、お諮りいたします。

議案第5号網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

それでは、ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時55分再開

○松浦敏司委員長 それでは再開します。

次に、議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分の説明を求めます。

○小松広典学校教育部長 議案資料の5ページを御覧願います。

令和4年度一般会計補正予算のうち、教育委員会費、スクールバス密集対策事業について御説明申し上げます。

補正の理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、登校時のスクールバスを増便するため、所要の経費を追加補正しようとするものでございます。

事業の内容について御説明いたします。

スクールバスの登校便の増便につきましては、一昨年6月から、今年の春季休業に入る前まで実施しておりましたが、これまでと同様に既存の8路線に、能取線に1台、稲富・山里・昭和線と中園・東網走線の2路線に対して1台、音根内・丸万線と、清浦線の2路線に対して1台、二見ヶ岡・嘉多山線と嘉多山・越歳線の2路線に対して1台の計4台、増便する内容でございます。

なお、増便運行につきましては、既定予算により、4月から運行しているものでございます。

増便運行する期間につきましては、9月まで実施するものとしまして、補正額につきましては、1,602万円、財源につきましては、歳出が2の(1)、歳入が2の(2)のとおりでございます。説明は以上です。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、お諮りいたします。

議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

それでは、これもちまして文教民生委員会を終了いたします。

午前10時58分閉会